

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅書印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
キルギス	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本政府とキルギス 共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	231,000千円 H33.12.31まで	H28.8.1 ビシュケク で (同日)	日本側 山村嘉宏在キルギ ス大使 側 アザイルベク ・カスナイエフ財務大 臣	H28.8.12 326号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、.....と記している。  
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。